



We Serve

ライオンズクラブ国際協会 330-A地区(東京) キャビネット事務局: 〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-10-17 新宿ダイカンプラザB館 2 階
Lions Clubs International District330-A(Tokyo) Cabinet Office:2F,Shinjuku Daikan Plaza.,10-17,Nishishinjuku 7chome,Shinjuku-ku,Tokyo,160-0023Japan
TEL 03-5330-3330 FAX 03-5330-3370 E-MAIL cab@lions330-a.org URL <http://www.lions330-a.org>

構成員への意見書並びに会長への書簡について

9月 6日 各クラブ会長宛郵送
9月14日 地区役員宛郵送

330-A地区
ガバナー 森山 勇
総合事務所建設準備委員会
委員長 清水 治

1. 菅原元ガバナーからの 2006・8・2 付け意見書について

キャビネット構成員に意見書が先日送付されたようですが、
キャビネット構成員宛となっておりますが、全構成員に送付されたものでしょうか？送付された方と送付されてなかった方がおられるようです。

キャビネット会議では発言する権利は当然であります。今回、会議の冒頭に幹事より話を致しました通り、事前の準備会等も出来ず時間の関係上から今回は議題のみの進行とし、意見等については後でキャビネット事務局宛御願いを致しました。

元ガバナーとしての参考意見であれば事前又は事後に事務局又はガバナー宛ご意見頂けなかったものでしょうか？

①ガバナー基本政策1の永久に使える事務局取得について

これからなぜ必要であるかを、第1回キャビネット会議でも提案致しましたように委員会で各クラブ宛にアンケートを実施し、ZC会・RC会・ライオンズ関係団体連絡協議会等で時間を掛けながら協議して行くところであります。

②財団を有効活用する件について

財団がどのような活用ができるかを研究し、方法の一つとして各団体等と検討する段階であり、すべてこれからの協議となります。よって、各団体とのメリット・デメリットを検証し最終的に協議が整うかどうか？これからの中長期的な問題です。

③ コフィ国際会長の 1999・8・10 付け書簡について

ライオンズ名称及び紋章の使用許可についての内容です。申請が出ているが、条件が満たされるまで名称・紋章使用は認めてないとの事です。

「年次大会で正式な承認も受けてないようです。」とありますが、第38回330-A地区年次大会の承認決議を得て財団を設立し、当時、名称・紋章の使用許可を申請されましたが、許可には至っておりません。

しかし、1994年10月グリマルディ国際会長から池崎道男地区ガバナーへの書簡並びにラペティナ法律部長から山口桂造元ガバナーへの書簡において

- イ. 日本をつけるなら日本の全複合地区年次大会の同意を得る事
- ロ. 財団名に330-A地区の財団である旨を記載すること

名称・紋章使用の方法論が提示されております。

- * 方法の一つとして財団の活用（ライオンズ管理下にある組織にする場合）を検討する時は、名称・紋章の使用も踏まえ当然のことながら国際協会の規定に従い所定の手続きをする必要があります。
- * まだ、財団を活用するかどうか決まっておりません。これから各団体でどのようにする事が330-A地区にとって良い方法の検討を始めるところです。よって、許可申請をするような段階ではありません。330-A地区キャビネット以外の支援会・合同事務局・財団はいずれもライオンズ管理下の組織でなくライオンズクラブ国際協会とは別組織であります。

関係各団体で別組織を作るか？

関係各団体の中でいずれかへ一本化するか？

上記の組織が別組織（ライオンズ管理下でない）として賃貸借上の関係でいるか？

ライオンズ管理下の組織となりライオンズクラブ国際協会へ名称・紋章使用許可を得る団体となるか？これからの課題です。

④ 非ライオンズ組織との提携について

多国的な非ライオンズ組織との提携と謳われており、ライオンズ日本財団は多国的な組織ではないです。日本国内の組織です。よって、該当しないのではないのでしょうか？現在はロータリーとの在籍も認めている時代であり、JCのJC歴も会員年数に認めている状況であります。

2. 各クラブ会長宛の元ガバナーからの書簡について

クラブ会長宛の書簡が一部の会長宛送付されているようですが、このような内容についても、事務局又はガバナーへ申し入れするのが順序ではないでしょうか？質問を出したが回答が無かったのであれば仕方ないものと思います。大所高所から意見をガバナーに助言されるのが先輩としての元ガバナーの責務ではないでしょうか？

① 国際協会理事会不認可組織とある

財団は総務省の認可団体であり、総務省所管の公益法人である。よって、総務省のホームページよりライオンズ日本財団ホームページへリンクされております。約 90 クラブと約 240 名のライオンズメンバーからの出捐頂き設立された財団であり、330-A 地区とは無縁とは言い難いものと存じます。しかし、財団・支援会・合同事務局はライオンズ管理下の組織ではありません。

よって、ライオンズの名称・紋章使用については申請されております。今後、財団の活用の方法（ライオンズ管理下の組織になる）によっては名称・紋章使用について申請する必要もあります。

② 国際協会理事会が不認可の非ライオンズ組織との提携

書かれているように、あくまでも多国的な非ライオンズ組織とあり、財団は多国的な非ライオンズ組織ではありません。支援会も合同事務局も財団も国際理事会で認可されている組織ではありませんし、ライオンズ管理下の組織ではありません。

仮に、非ライオンズ組織から事務所を賃借しても賃貸人と賃借人の賃貸借上の関係で問題ないものと思われます。

③ まとめ

意見書や書簡については十分に各方面から経緯や意見を聴取し事務局並びに関係委員会で精査したいと存じます。内容によって地区ニュースやホームページ等でメンバーへ公正に情報公開し周知致します。各団体が少しでも良い方向へ行くよう、お互いに意見交換をし、研究し、検討する事が 330-A 地区を良くすることではないでしょうか！